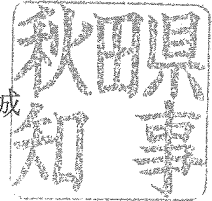


雇 労 - 2 1 3 8
平成 2 0 年 1 月 1 0 日

秋田県労働福祉協議会
会長 工 藤 雅 志 様

秋田県知事 寺 田 典 城



労働者福祉に関する要請への回答について（回答）

平成 1 9 年 1 1 月 1 6 日付け秋労福協発第 4 2 号で提出された要請について、
別添のとおり回答します。

連絡先

産業経済労働部雇用労働政策課
就業支援・労政班 佐藤

電話 0 1 8 (8 6 0) 2 3 3 2

労働者福祉に関する要請に対する回答

要 請 事 項	回 答
<p>1. 労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労福協および構成団体である労福事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、秋田県勤労者住宅生活協同組合、財団法人秋田県労働会館）に対して引き続き支援・協力していただくとともに、事業や制度内容を周知・宣伝していただきたい。</p>	<p>1. 秋田県労福協および労福事業団体に対しては、それぞれの団体が健全な事業展開を図られるよう、引き続き所管部局において指導・助言をしております。</p>
<p>2. 国庫補助廃止に伴い、中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立と再生に向けて、広域化を積極的に推進するとともに、勤労者の暮らしと福祉に関する総合的福祉センターをも展望し、魅力あるサービス内容への抜本改革を進めること。中退金、財形、福利共済、各種融資制度などに係わる諸施策を柱として、サービスの提供をめざして取り組んでいただきたい。</p>	<p>2. 県では、大企業と中小企業で働く労働者の労働福祉格差の是正を図り、福祉の向上を目指す観点から、平成12年4月の秋田市勤労者福祉サービスセンターの設立後も、勤労者互助（共済）会が運営されている大館市・横手市を始め、各市町村にセンター設立の可能性をうかがってまいりました。</p> <p>現在のところ新たな設立の動きはありませんが、設立に当たっては、市町村間での合意形成やその財政負担等が課題であり、設立後の健全運営に必要な会員数の確保や自立化に向けて、地域の実情に即した十分な検討が必要であります。</p> <p>県としては、国や全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの要請に応じて制度の周知・啓発に努めるとともに、関係市町村から相談等があった際には適切に対応してまいります。</p>
<p>3. 秋田県内のメーカーに対して「80万円」の補助金をお願いしたい。</p>	<p>3. メーカーに対しては、県内労働者の労働条件の向上に対する取組を支援する意味合いから、これまで毎年、補助金を交付してきており、来年度についても今年度と同額程度の予算を確保し交付する予定であります。</p> <p>しかし、県財政の逼迫から、平成19年度予算の編成にあたっては、すべての分野の補助金について見直しが行われ、廃止された補助金も数多くあることから、メーカーへの補助金についても、今後見直しも有り得ることを御理解願います。</p> <p>なお、要望のあった「80万円」への増額は困難であります。</p>
<p>4. 秋田労福協が毎年秋に主催する「チャリティーゴルフ大会」が、今年で20回を数えました。この大会は災害遺児援助と銘打ち、参加費やプログラムへの協賛広告などを基に、災害遺児愛護会をはじめとする福祉団体に、今年は総額130万円を寄贈いたします。この趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員へ参加の呼びかけをしていただきたい。</p>	<p>4. 貴団体がこれまで「チャリティーゴルフ大会」など社会貢献活動を継続実施していることに対し、深く敬意を表します。今後とも、これらの事業が充実されることを期待いたします。</p> <p>「チャリティーゴルフ大会」への職員の参加等については、引き続き呼びかけてまいります。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答

要 請 事 項	回 答
<p>5. 「多重債務問題改善プログラム」に基づき、県の多重債務者対策協議会を中心に、実効性のある施策を確実に実行していただきたい。</p> <p>1) 相談窓口の整備・強化など可能な限り前倒しを図るとともに、各施策についても期限を設定して速やかに実行すること。</p> <p>2) 民間非営利（労金・生協・NPO等）による低利融資を広げるために、自治体提携融資の拡充やリスク軽減などの積極的な支援策を講じること。 生活福祉資金貸付制度については、民間の金融機関の審査ノウハウを活用するなどの観点から、更なる見直しを図ること。</p>	<p>5.</p> <p>1) 県では、国の「多重債務改善プログラム」における要請に基づき、本年5月に県弁護士会・司法書士会・関係部局等で構成する「秋田県多重債務者対策協議会」を設置し、多重債務者の新たな掘り起こしや専門相談機関への誘導に努めております。 10月末現在で県の相談窓口寄せられた相談件数は、昨年同時期と比較して1.6倍と大幅に増加したほか、12月には弁護士会等との協力を得て、多重債務問題シンポジウムや県内8カ所で無料相談会を開催することとしております。 また、市町村における相談機能の充実・強化を図るため、市町村職員の研修会を3地域で実施しておりますが、今後も引き続き市町村への支援を行うとともに、プログラムに掲げる各施策について、関係機関と連携しながら積極的に取り組んでまいります。</p> <p>2) 平成20年4月からの生協法改正に伴い、今回新たに貸付事業に関する規定が盛り込まれ、12月19日から政・省令が施行されることとなっております。 現在、NPO法人のメンバーが中心となり、多重債務者に対する相談や貸付事業を目的とした生協立ち上げの動きがあり、県としましては、必要に応じて情報提供や助言等を行っております。 生活福祉資金は、厚生労働事務次官通知「生活福祉資金貸付制度要項」及び厚生労働省社会・援護局長通の「生活福祉資金運営要領」に基づき、その貸付けを行っております。 貸付けの審査は、市町村社会福祉協議会の意見を参考に、関係行政機関の職員、都道府県社協の役員及び職員、民生委員、医師、弁護士、地方社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会委員、学識経験者等による貸付審査等運営委員会により行うこととされており、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進等を図ることとしております。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答

要 請 事 項	回 答
<p>3) 自殺防止対策の実施にあたっては「借金は必ず解決できる」ことの啓発や相談窓口への誘導が緊急かつ有効な自殺防止策であるとの観点から、多重債務対策とともに連携して取り組むこと。</p>	<p>3) 自殺は、社会的、経済的、家庭的及び個人的な要因が複合的に影響していると考えられております。</p> <p>県では、生活センターにおいて多重債務問題に関する相談会を開催しているほか、心の悩みや苦しみ等を抱く人を社会全体で支えていく取り組みとして、平成15年に「心のセーフティネット（愛称：ふきのとうホットライン）」を創設し、「心の悩み」「倒産」「消費生活」等様々な分野の相談窓口をネットワーク化しています。相談内容によっては、より専門的な他の相談窓口を紹介し、相談者の抱えている問題の改善や解決に向けて積極的に支援しております。</p> <p>さらに、新たな相談機関に加入を呼びかけながら体制の整備・充実を図っており、昨年は法律分野の「法テラス」、本年は多重債務分野の「秋田なまはげの会」等が加わり、現在、18分野73機関の相談窓口が連携しながら活動しております。</p> <p>また、県民に対しては、自殺予防キャンペーンの実施や県広報誌への掲載、地域振興局単位の地域ネットワーク事業の推進等、各種機会を通じて相談窓口の周知及び啓発を図っているところであります。</p> <p>今後とも、「多重債務者対策協議会」及び関係機関・団体と連携を図りながら自殺予防対策に努めてまいります。</p>
<p>4) 公共職業安定所の職業紹介や大学・高校の就職指導にあたっては、青少年に誇りの持てる職場を斡旋する観点から、①法律違反や公序良俗にもとる営業活動を行っていないか、②多数の債務者・消費者と訴訟問題を抱えていないか、③青少年にとって働きやすい環境や健全な労使関係が構築されているかを精査するよう、関係機関を指導すること。</p>	<p>4) 公共職業安定所においては、企業から出された求人票に記載されている情報についてチェックしており、それに基づいた情報提供は行っているとのことであります。</p> <p>その他の情報については、社会的に問題になっているもの等については把握可能かと思われませんが、それ以外のものについて、個々の企業内の状況把握や情報収集には限界があり、大学や高校においても状況は同じものと思われれます。</p> <p>県としては、直接の指導権限はありませんが、そのような事実を把握した場合は、労働局等に対し情報提供を行ってまいります。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答

要 請 事 項	回 答
<p>6. クレジットを利用した過剰与信や悪質商法被害が深刻化していることから、安心して利用できるクレジット制度をめざし、割賦販売法を改正するよう政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p> <p>1) 顧客の支払能力を超えるクレジット契約（過剰与信）ができないよう、クレジット会社に対して実効性のある制限を設けること。</p> <p>2) クレジット会社には、悪質商法にクレジットが使われないようにする義務と、販売会社と同じ責任を持たせること。</p> <p>3) クレジット契約の規制対象に1回払いを含め、商品等の限定（指定商品制）を廃止すること。</p> <p>4) 契約書型クレジット業者にも登録制などの規制を設けること。</p>	<p>6. 割賦販売法の改正については、秋田弁護士会及び秋田県司法書士会からの請願を受け、本年9月21日付けで秋田県議会議長名により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣に対して、「割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」が提出されております。</p> <p>国の動向としましては、経済産業省に設置されている「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会」において、要請のありました4項目の内容を含め、これまで10回にわたり法改正に向けた審議が行われております。</p> <p>県としても、このような国の動向を注視しながら適正に対処してまいります。</p>
<p>7. カード破産や悪徳商法による被害、多重債務問題は後を絶ちません。こうした状況に陥ったり被害に遭わないためにも、県として賢い消費者教育を行っていただきたい。秋田労福協は、社会に出る前の学生を対象に「高校生のための消費者講座」を開設し、各高校から要請があれば講師を派遣いたします。学生が社会に出て賢い消費者・社会人になるため、県内の各高校に対する本講座の周知・紹介をお願いしたい。</p>	<p>7. 消費者被害を防止するためには、早い段階からの消費者教育が重要であるとの観点から、主に中・高生等を対象とした「消費者教育支援講座」の開催や卒業を控えた高校3年生に啓発用リーフレットを配布しております。</p> <p>また、秋田県金融広報委員会との共催により、高校の教師等を対象とした「消費者教育指導者セミナー」を開催したほか、毎年2校程度を金融教育研究校に指定し、年間を通じて金融経済に関する学習支援等を行っております。</p> <p>なお、消費者教育に対する貴協議会の取組につきましては、関係課とも連携しながら、県内の各高校への周知等に努めてまいります。</p>
<p>8. 生活保護制度の改善・運用について、以下のように実施していただくとともに、政府、関係省庁に働きかけていただきたい</p> <p>1) 生活保護の切り下げをやめ、生活できる水準を確保すること。</p>	<p>8.</p> <p>1) 生活保護基準は、生活保護法により厚生労働大臣が定めることとされており、毎年4月「水準均衡方式」により改訂が行われており、適正な水準が確保されていると認識しております。</p>

労働者福祉に関する要請に対する回答

要 請 事 項	回 答								
<p>2) 「受けられるべき生活保護が受けられずに高金利の貸付がそれを代行するといった事態が発生しないよう」(多重債務問題改善プログラム)、生活保護の申請権を侵害する違法な運用(いわゆる水際作戦)は、直ちに是正すること。</p> <p>3) 捕捉率の調査を実施し、結果を公表するとともに、補足率を高めるための措置を講ずること。パンフレット・申請書を公共機関に置くなど、市民に制度を周知すること。</p> <p>9. 勤労者にとって財形制度は資産形成に資する制度として有効であり、魅力ある制度にするため以下のように改善するよう、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p> <p>1) 財形貯蓄制度の導入と融資制度の利用促進をはかるために、実効性のある周知広報活動を行うこと。</p> <p>2) 新たに財形制度を導入するときに、企業にかかる初期負担に対して支援する制度を創設すること。</p> <p>3) 非課税財形貯蓄(年金・住宅)の非課税限度額を、現行の550万円から1000万円に引上げること。</p> <p>4) 非課税限度額を超えた金額のみ課税となる積立を認めること。</p> <p>5) 育児休業・求職期間は、積立休止期間には算入しないこと。</p> <p>6) 非課税財形(年金・住宅)に係る以下の年齢または期間制限(新規契約時・受取時)と撤廃すること。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>(年金・住宅共通)・新規契約</td> <td>55歳未満</td> </tr> <tr> <td>(年金)・積立終了時の最大据置期間</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>・受取開始年齢</td> <td>60歳以降</td> </tr> <tr> <td>・受取期間</td> <td>20年以内</td> </tr> </table>	(年金・住宅共通)・新規契約	55歳未満	(年金)・積立終了時の最大据置期間	5年	・受取開始年齢	60歳以降	・受取期間	20年以内	<p>2) 県内の各福祉事務所では、生活困窮についての相談者には、「保護のしおり」等を用い生活保護制度の説明を行い、相談者が生活保護申請の意思を示した場合は、申請書その場で交付することとしております。</p> <p>3) 生活保護制度は、国民の「最後のセーフティネット」として、国が責任を持って制度設計を行うものであり、捕捉率の調査等は国が実施すべきと考えております。 生活保護制度の説明資料である「保護のしおり」や申請書は、各福祉事務所や町村役場の窓口で常備するよう指導しているところであり、今後も指導の徹底を図ってまいります。</p> <p>9. 財形制度は、勤労者の生活の基盤安定や老後の生活安定の充実を図るための大切な制度であると認識しており、要請があったことについては、機会を捉えて国に伝えてまいります。</p> <p>なお、「行政改革の重要方針」(平成17年12月閣議決定)や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月閣議決定)等に基づき、政策金融改革、独立行政法人の見直し及び特別会計改革の観点から、独立行政法人雇用・能力開発機構の行う勤労者財産形成促進業務のあり方について、厚生労働省において検討が行われてきました。</p> <p>その結果、融資制度や助成金制度の廃止が決定され、今年4月に勤労者財産形成促進法や雇用保険法等が改正されております。</p>
(年金・住宅共通)・新規契約	55歳未満								
(年金)・積立終了時の最大据置期間	5年								
・受取開始年齢	60歳以降								
・受取期間	20年以内								

労働者福祉に関する要請に対する回答

要 請 事 項	回 答
<p>10. 労働者共済利用者の生活向上をはかるため、以下のとおり税制を拡充するよう政府・関係省庁に働きかけていただきたい。</p> <p>1) 社会保障制度の補完を目的とした保障ニーズの多様化(生命・医療・年金・介護)に相応した共済制度を包括する相互扶助支援制度(総合的生命共済掛金控除制度)を創設すること。当該掛金控除制度の創設にあたり、対象となる所得税法上・地方税法上の所得控除限度額を拡充すること。</p> <p>2) 異常危険準備金について、火災共済等の損金算入限度を現行の100分の2.5から100分の5に引き上げること。</p> <p>3) 洗替保証率を現行の100分の40から100分の50に引き上げること。</p>	<p>10. 相互扶助支援制度の創設等については、どのように補完的制度を充実するかという社会保障制度全体の中で議論されるべきものと認識しております。</p> <p>また、この議論を受けて、政策誘導的にどのような控除等の制度や運用が必要とされるのか、税制全体の中で議論されるべきものと認識しております。</p> <p>今後とも、社会保障審議会、税制調査会など国の動向を注視してまいります。</p>